

平成 13 年度税制改正関連法のポイント

「法人税法等の一部を改正する法律」

< 企業組織再編成 >

- 商法改正による会社分割制度の創設に伴い、企業組織再編成に係る税制を整備
 - ・ 法人における課税の取扱い：
一定の企業組織再編成（企業グループ内の組織再編成、共同事業を行うための組織再編成）について、移転資産の譲渡損益の課税を繰り延べ
 - ・ 株主における課税の取扱い：
株式のみの交付を受けた場合に旧株の譲渡損益の課税を繰り延べ
 - ・ 租税回避の防止措置

「租税特別措置法等の一部を改正する法律」

< 住宅税制 >

- 新住宅ローン減税制度の創設（控除期間 10 年間、控除限度額 500 万円）
- 住宅取得資金に係る贈与税の非課税限度額：550 万円へ引き上げ（現行 300 万円）

< 中小企業投資促進税制等 >

- 中小企業投資促進税制：14.3.31 取得等分まで適用

< 金融関係税制 >

- 株式等譲渡益についての申告分離課税への一本化を 2 年延期

< 社会経済情勢の変化への対応 >

- 特定非営利活動法人への支援：認定 N P O 法人に対する寄附についての特例措置
- 相続税・贈与税：贈与税の基礎控除：110 万円へ引き上げ（現行 60 万円）
相続税の小規模宅地等の特例の拡充
（特定事業用など：330 m²→400 m²、特定居住用：200 m²→240 m²）
- 土地税制：土地の譲渡所得課税の特例制度の 3 年延長